

第33回千葉海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和6年12月13日（金）午後3時30分から

2 場 所 自治会館9階第1・2会議室

3 出席者

委 員 石井 春人、鈴木 直一、清水 正夫、黒沼 吉弘、本田 直久、
滝口 宜彦、江野澤 均、佐久間 國治、平島 孝一郎、佐藤 光男、
松本 めい子、鈴木 正男、小栗山 喜一郎、坂本 雅信、
和田 一夫

専 門 委 員 北澤 直諒、齋藤 御津久、嶋津 圭一

水 産 課 宮嶋課長
大槻漁業調整班長、五味副主査、曾根技師
篠原漁船漁業班長、中川副主査、植木副主査

漁業資源課 原課長
三井資源管理班長、川合主査、武田副主査

水産事務所 銚子：迫所長、高橋技師
館山：山田所長、永山課長
勝浦：小森所長、末永課長

水産総合研究センター 玉井次長

事 務 局 信太副技監、高山副主査

4 議事事項

- (1) 千葉県漁業調整規則の一部改正について（諮問）
- (2) 小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- (3) 千葉県資源管理方針の変更（かたくちいわし太平洋系群及びひらめ太平洋北部系群）について（諮問）
- (4) 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）に関する令和7管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）
- (5) 特定水産資源（くろまぐろ）に係る令和6管理年度の県内融通の取扱いについて（諮問）

(6) 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））の県内融通の促進に向けた追加配分の取扱いについて（協議）

(7) 東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第17号の発出について（協議）

(8) その他

5 審議経過

【信太副技監】

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第33回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

はじめに、石井会長から挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様には、年末の大変お忙しい中、第33回千葉海区漁業調整委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、前回の委員会以降の動きですが、全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議が10月31日に愛知県で、太平洋広域漁業調整委員会が11月18日に東京都で開催されています。これらの結果は後ほど事務局より報告いたします。

次に、一都二県連合海区漁業調整委員会が11月27日に神奈川県で開催され、海ほたるの禁漁区に係る委員会指示について協議いたしました。この委員会指示は、本日の議案として後ほど御審議いただきます。会議に御出席いただいた鈴木会長代理、滝口委員、佐久間委員には大変お疲れさまでした。

さて、本日御審議いただく案件は、千葉県漁業調整規則の一部改正、小型機船底びき網の手繰第3種漁業の制限措置等のほか、資源管理方針の変更、サンマほかの漁獲可能量の当初配分、クロマグロの県内融通の取扱いなどについてです。

いずれも重要案件でありますので、委員の皆様方の慎重審議をお願いして、御挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【信太副技監】

ありがとうございました。

ここで委員の出席状況を御報告申し上げます。本日は委員全員の出席をいただいておりますので、会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、田邊専門委員から出席できない旨の御連絡がございました。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条により、石井会長にお願いいたします。

【石井会長】

それでは議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名します。鈴木会長代理と小栗山委員にお願いいたします。

続いて議題に入ります。

第1号議案「千葉県漁業調整規則の一部改正について（諮問）」を上程いたします。事務局から朗読をお願いします。

【高山副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

【篠原班長】

説明概要：漁業法及び刑法の一部改正に伴う関係条文の改正のほか、遊漁者等の漁具又は漁法について、近年の遊漁者の採捕実態を踏まえた規定の明確化と制限の見直しのため、諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。何かございませんか。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

第45条第5号の徒手採捕に関する規定について、限定を外すという形になりますが、これによって影響を受けるような漁業資源とか漁業者というのは千葉県内では考えられなかったということですのでよろしいですね。

【大槻班長】

水産課漁業調整班です。影響を受ける水産資源はないと考えております。今までは規定上、貝類と藻類以外は取れなかったのですが、浜の実態としては別に子供がイソギンチャクを取ったりカニを取ったりすることについて、我々として規制するつもりはなかったところなので、そのズレが今回直るという形になります。

【黒沼委員】

ありがとうございます。なまことかそういうものが関係するかと思いましたが、関係ないということですね。

【石井会長】

はい、水産課どうぞ。

【大槻班長】

なまこについては、漁業法改正で特定水産動植物の指定がされました。なまこを取るということが、どういう方法であっても、網が掛かりましたので、法改正後は、漁業者が許可とか漁業権に基づいて取る場合を除いては、なまこは手で取ろうがたも網で取ろうが禁止という形になっています。

【黒沼委員】

一般人からですと分かりにくい表現だなと思ったものですから質問しました。
ありがとうございます。

【石井会長】

そのほかに何か御意見、御質問ございますか。

意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「千葉県漁業調整規則の一部改正について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、議第1号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件は、公示の必要があり、その際に県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第2号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。事務局から朗読をお願いします。

【高山副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いします。

【篠原班長】

説明概要：平成19年度以降、アサリの外敵生物であるツメタガイの採捕を目的に東京内湾の共同漁業権漁場を操業区域として許可されてきた手繰第3種漁業について、制限措置及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容の

とおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を 1 か月間と定めるため、諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。特に異議があるということではないですが、許可の有効期限が1年ということになっていますよね。基本的に漁業時期は周年ということになっているのですが、これ、複数年にわたって許可を出すということはお考えにはなかったのでしょうか。そういったものはあまり合理的ではないのでしょうか。毎年これを審議するのも大変なのではないかと思ってお聞きします。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【篠原班長】

1年以内の短期許可にしている理由ですが、本許可は毎年のツメタガイの発生状況を見ながら、その都度、漁協からの操業希望を基に許可してまいりました。今後も、ツメタガイの発生状況に応じて、許可すべき隻数を調整する必要があることから、1年以内の許可としたいと考えております。

【石井会長】

黒沼委員、よろしいでしょうか。

【黒沼委員】

ありがとうございます。結構です。

【石井会長】

そのほかに何か御質問等ございませんか。

ほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件は公示の必要があり、その際に県の法規担当課との調整により字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

ありがとうございます。異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第3号議案「千葉県資源管理方針の変更（カタクチイワシ太平洋系群及びひらめ太平洋北部系群）について（諮問）」を上程いたします。事務局から朗読をお願いいたします。

【高山副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、漁業資源課から説明をお願いいたします。

【三井班長】

説明概要：国において、かたくちいわし太平洋系群がTAC管理のステップ1に位置付けられたこと、ひらめ太平洋北部系群が資源管理基本方針で資源管理の目標が定められたことに伴い、県の資源管理方針の一部を変更するため、諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

御説明ありがとうございます。1つだけ教えてください。千葉県資源管理方針の、26ページにある、先ほど御説明のあった（4）のところですが、「かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす」云々とあって、その中に、「漁獲努力量を現状より増加させないよう努める」とあります。この現状というのは、令和7年から改正の前の年の令和6年のことを指しているのでしょうか。それとも、何年間かの平均か何かを想定して現状と言っているのでしょうか。それを教えてください。

【石井会長】

漁業資源課、どうぞ。

【三井班長】

漁業資源課です。どこを基準とするかは決められておりませんが、現行の水準というところで判断しております。

【石井会長】

よろしいですか。

【黒沼委員】

結構です。ありがとうございます。

【石井会長】

そのほかに御意見、御質問等ございませんか。よろしいですか。

御意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第3号議案「千葉県資源管理方針の変更（かたくちいわし太平洋系群及びひらめ太平洋北部系群）について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第3号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件は公示の必要があり、その際に県の法規担当課との調整により字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

ありがとうございます。異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第4号議案「特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）に関する令和7管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」を上程いたします。事務局から朗読をお願いします。

【高山副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、漁業資源課から説明をお願いします。

【三井班長】

説明概要：漁獲可能量によって管理している、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及び新たに管理の対象となったかたくちいわし太平洋系群について、令和7管理年度の漁獲可能量の当初配分案を諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。何かございませんか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第4号議案「特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）に関する令和7管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第4号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件は公示の必要があり、その際に県の法規担当課との調整により字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

どうもありがとうございます。異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第5号議案「特定水産資源（くろまぐろ）に係る令和6管理年度の県内融通の

取扱いについて（諮問）」を上程いたします。事務局から朗読をお願いします。

【高山副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、漁業資源課から説明をお願いいたします。

【三井班長】

説明概要：漁獲可能量によって管理しているくろまぐろの国から配分された数量を有効に活用するため、令和6管理年度の県内融通の取扱いについて、従前どおりの内容で諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。何かございませんか。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。1つだけ教えていただきたいのですが、37ページに大型魚に係る譲渡と返還の配分量というのが図式化されていますが、譲渡と返還に関しては、基本的には県が間に入って承認をしながら手続を取られると思います。これについては全て無償で取引が行われると考えてよろしいでしょうか。要は、これからもう少し何か具体的に、効率化していくお考えがあるのかを教えてください。以上です。

【石井会長】

漁業資源課、よろしいですか。

【三井班長】

譲渡につきましては、無償で行われております。

【黒沼委員】

ありがとうございます。無償で行われていることは分かっているのですが、それを今後、何かの形でもう少し効率的に運用するやり方があるのかなと思ひまして、お聞きしました。一切考えておられないのであれば、それでも結構です。今のままということであればということですね。

【石井会長】

漁業資源課、お願いします。

【三井班長】

本来であれば海区委員会に諮問しての手續になるところを、今回ここでお諮りする
ことで、都度、海区委員会に諮問しないでも、配分でできるようにしており、本県は
年度末に数字が動くことがありますので、使い切れるように今回定めております。

【石井会長】

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。ポイントとしては、多分、資源を有効活用するという意味
での効率化を今やられているということによろしいですね。特に気になったのは、
経済的に効率をよくするにはどうしたらいいかと思ったものですから、質問しました。
ありがとうございます。

【石井会長】

よろしいですか。

【黒沼委員】

結構です。

【石井会長】

そのほかに御意見ございませんか。

御意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第5号議案「特定水産資源（くろまぐろ）に係る令和6管理年度の県内融通の取扱いについて（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第5号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第6号議案「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））の県内融通の促進に向けた追加配分の取扱いについて（協議）」を上程いたします。事務局から朗読をお願いいたします。

【高山副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、漁業資源課から説明をお願いします。

【三井班長】

説明概要：漁獲可能量によって管理しているくろまぐろ（小型魚）の県内融通の促進による消化率向上を図るため、譲渡メリットの取扱いについて、従前どおりの内容で協議するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第6号議案「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））の県内融通の促進に向けた

追加配分の取扱いについて（協議）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第6号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第7号議案「東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第17号の発出について（協議）」を上程いたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

【高山副主査】

（朗読）

説明概要：当該委員会指示の有効期限は令和7年2月末日に満了することから、今後の取扱いについて、地点表記を緯度経度表示に変更するほか、時点の更新以外は従前どおりの内容で協議するもの。

【石井会長】

続いて、水産課より説明をお願いいたします。

【大槻班長】

説明概要：魚群探知機による禁漁区内の魚群の蟬集状況調査の結果について報告。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いします。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

すみません、1つだけ教えてください。48ページの違反船の現認記録の件ですが、

令和6年のものは、9月までということですが、比較的、率にすると減ってきているんですよね、数字としては。これ、何か特に理由があったのでしょうか。それとも、周知されてみんながよく守るようになったというような解釈なののでしょうか。

【石井会長】

事務局、お願いします。

【高山副主査】

違反船が過去に比べて減少しているのは、この委員会指示の周知が浸透してきているものだと考えております。近年、取締りの回数も若干減っているところもあります。取締り1回数当たりの違反数も減っておりますし、違反回数も1回の船が多くなっています。一方で新しく始めたプレジャーボート等が違反区域を知らずに入ってしまうケースも想定されますので、引き続き、周知・指導を徹底してまいりたいと考えております。

【石井会長】

よろしいですか。

【黒沼委員】

結構です。

【石井会長】

ほかに御意見ございませんか。御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

なお、第7号議案の協議は、遊漁にも関係する委員会指示のため、千葉県水産振興審議会海面利用調整部会の意見を聞く必要があります。そこで、部会で意見を聴取した結果、原案に異議がない旨の内容であった場合は、本委員会での再度の審議は省略し、原案どおり可決・決定の上、一都二県連合海区漁業調整委員会に対して回答することとしたいと思います。賛成の委員は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり・賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員。異議なしということで、第7号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第8号議案「その他」ですが、委員の皆様、何かありますでしょうか。ございませんか。特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第第5の「その他」ですが、皆様、何かありますでしょうか。よろしいですか。特になければ、漁業資源課からお願いします。

【三井班長】

説明概要：太平洋くろまぐろの漁獲可能量について、WCPFC年次会合において小型魚10%、大型魚50%の増枠が決定したことに伴い、水産庁から令和7管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方等が示され、千葉県漁獲可能量が小型魚は81.5トン、大型魚は78.6トンとなる予定であることを報告。

【石井会長】

ただ今の報告について御質問等ございましたら、お願いいたします。何かございませんか。特になければ、事務局からお願いいたします。

【高山副主査】

説明概要：全国海区漁業調整委員会連合会第59回東日本ブロック会議、第41回太平洋広域漁業調整委員会及び第32回太平洋北部会と第33回太平洋南部会の結果を報告。

【石井会長】

ただ今の報告について御質問等ございましたら、お願いいたします。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

すみません。1つだけ教えてください。キンメダイの資源管理手法検討部会とかそういったところを眺めていると、ステークホルダーとの会合の検討がもう既に始まっていて、いわゆるステップアップ方式の考え方を全て当てはめることとされていると思いますが、それは具体的に、水産庁としては、どの程度の多くの時間を費やす方向で、どういうふうにお考えになっているかということについて、何か聞いていないでしょうか。

【石井会長】

漁業資源課、お願いします。

【三井班長】

漁業資源課です。キンメダイにつきましては、現在、研究を進めている段階です。不確実なところが多いため、国の研究センターで資源評価を高度化させている状況となっています。ステークホルダー会合の開催についての話もありましたが、今のところ未定となっております。国は、進めたいと思っているのかもしれませんが、進んでいないような状況です。

【黒沼委員】

分かりました。ありがとうございます。またよろしくお願いします。

【石井会長】

よろしいですか。

その他、御質問等ございますか。

特になければ、会議次第5の「その他」を終了し、会議次第6の「事務局連絡事項」に移ります。それでは、事務局からお願いいたします。

【高山副主査】

(事務局より連絡事項報告)

【石井会長】

それでは、これをもちまして第33回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

午後5時9分 閉会